会議録

会議の名称	第49回西東京市建築審査会
開催日時	令和5年7月20日(木曜日)午後2時から3時10分まで
開催場所	保谷東分庁舎 地下1階会議室1
出 席 者	【委員】井上会長、上木委員、杉﨑委員、鈴木委員、三沢委員
	【特定行政庁】古厩部長、名古屋課長、佐藤主幹、海老澤係長、蜂須主
	查、大井主任、芹澤主任
	【事務局】山本係長、水谷主任
議題	議題1 第48回会議録(案)について
	議題2 議案第71号 建築基準法第43条第2項第2号による許可に関し
	西東京市建築審査会の同意を求めることについて
	議案第72号 建築基準法第43条第2項第2号による許可に関し
	西東京市建築審査会の同意を求めることについて
	議題3 その他
会議資料の	資料1 第48回会議録(案)
名 称	資料2 議案第71号
	資料3 議案第72号
傍 聴 人	なし
記録方法	□全文記録 ■発言者の発言内容ごとの要点記録 □会議内容の要点記
	録

会議内容

○委員

第49回西東京市建築審査会を開会する。

まず、議題1 第48回会議録(案)について、説明を求める。

○事務局

(第48回会議録(案)の説明)

○委員

第48回会議録(案)について、意見、質問等があれば発言をお願いする。 (意見なし)

○委員

それでは、議事終了後に第48回会議録への署名を三沢委員にお願いする。

○委員

次に、議題2 議案第71号について、説明を求める。

○特定行政庁

(議案第71号の説明)

○委員

議案第71号について、意見、質問等があれば発言をお願いする。

○委員

当該道より東側の奥にも建物があるが、過去にも当該道に関する協定はあったのか。

○特定行政庁

過去に協定は締結されていない。当該道より東側の奥の2棟は、昭和51年に登記されている。確認済証交付を台帳では確認していないが、建築計画概要書はない。

○委員

建築計画概要書は残されていないようだが、建築確認なしでこれだけの建物が建つとは考え にくい。

○委員

建築計画概要書は昭和46年に制度化されたが、住民の協力による違反建築物の建築の未然防

止のためのものであり、保存年限が法令で規定されていなかったことから、廃棄されることも あった。その後、指定確認検査機関での建築確認ができるようになると同時に、建築計画概要 書を保存する期間は建物の滅失・除却までと改められた。

○委員

建築計画概要書は何年のものからあるのか。

○特定行政庁

当市では、平成11年5月1日に確認済証を交付されたものからである。

○委員

当該道に接している建物については、建築確認の状況は把握しているか。

○特定行政庁

計画敷地の地番での確認済証交付は台帳では確認できなかった。当該道に接する1263番9については平成13年に、1263番10については平成4年に確認済証が交付されている。それ以外については、台帳を確認していないため、把握していない。

○委員

資料 2 4 の写真では、計画敷地の南側の避難経路は道路状になっているが、どのような状況か。

○特定行政庁

地目は宅地であり、建築基準法第42条に規定する道路ではない。

○委員

避難経路の確保について書面による承諾は得ているか。

○特定行政庁

土地の所有者が3名おり、うち1名は申請者である。他1名からは承諾を得ており、もう1名は亡くなっている。亡くなっている方については、法定相続人の半数から書面による承諾を得ている。

○委員

避難経路について承諾を得ることは規定されているので、議案書にも載せた方がよい。

○特定行政庁

今後検討する。

○委員

道の所有者で、高齢のため印鑑登録をすることができない方は、おいくつか。

○特定行政庁

年齢は把握していない。

○委員

当該道より東側の奥の2棟については、今回の協定対象範囲では再建築できない。将来的に 今回の協定を使って建て替えられることが望ましいと考える。今後の課題ではないかと思う。

○委員

道の終端部が中心線に対して直角となる協定対象範囲だが、道の筆は1つなので、三角形部分も協定に含んだ方がよかったのではないか。今回の協定について、当該道より東側の奥の2棟の所有者から意見はあったか。

○特定行政庁

十分な説明を行ったが、特に意見はなかったと聞いている。

○委員

申請者と所有者の関係は。

○特定行政庁

両者間で土地売買契約が締結されている。

○委員

協定対象範囲の道の終端部を中心線に対して直角にすることは、市が指導したのか。

○特定行政庁

当該道より東側の奥の2棟についても道に接するような形にしてはどうかと伝えたが、今回 は協定対象範囲を必要最低限にするとのことだった。当該道より東側の奥の2棟は建替えの際 に改めて協定対象範囲について検討することとなった。

○委員

ほかに意見、質問等はないか。ないようであれば、議案第71号についての質疑を終了する。 続いて、議案第72号について、説明を求める。

○特定行政庁

(議案第72号の説明)

○委員

議案第72号について、意見、質問等があれば発言をお願いする。

○委員

協定に承諾していない所有者は、協定そのものに反対ではなく、実印による押印のハードル が高いということか。

○特定行政庁

そうである。

○委員

資料 3 5 の所有者一覧について。2242番 1 は隅切り部分であるが、隅切り部分の所有者一覧表には載っていない。

○特定行政庁

2242番1は隅切り部分だけでなく、幅員 4 mの道の部分も含んでいる。筆が 1 つであるため、道の所有者一覧表に載っている。

○委員

前回の協定は平成16年とのことだが、この協定に基づいて建築したのはどこか。

○特定行政庁

2242番8である。

○委員

2242番1が公衆用道路になるとよい。2242番11が公衆用道路となったのはいつか。

○特定行政庁

2242番2から分筆された昭和41年である。

○委員

2242番1の境界はどう判断しているのか。

○特定行政庁

アスファルト舗装の範囲にて幅員をみているが、筆界の標示物があるかは不明である。

○委員

資料33について、撮影者名が会社名のみであるが、問題ないか。

○特定行政庁

会社として作成したという認識である。

○委員

個人名がある方が望ましいが、絶対ではない。

○委員

申請者と所有者が違うが、土地売買契約を締結していて、許可後に所有者が変わるということか。

○特定行政庁

そうである。

○委員

ほかに意見、質問等はないか。ないようであれば、議案第72号についての質疑を終了する。 続いて評議を行う。

評議内容は非公開

議案第71号・・・同意する。

議案第72号・・・同意する。

○委員

次に、議題3 その他 次回会議の開催について、事務局からの説明を求める。

○事務局

次回の建築審査会の開催については、事務局から改めて連絡する。

○委員

本日予定していた議題は終了した。ほかによろしいか。 これをもって、第49回西東京市建築審査会を終了する。